

三重県警察本部訓令第17号

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年8月27日

三重県警察本部長 佐野 朋毅

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部を改正する訓令

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（昭和49年三重県警察本部訓令第22号）の一部を次のとおり改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和3年8月29日から施行する。

## 高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

昭和49年12月11日

三重県警察本部訓令第22号

改正	昭和50年10月16日三重県警察本部訓令第13号	昭和51年9月22日三重県警察本部訓令第20号
	平成7年10月31日三重県警察本部訓令第11号	平成20年2月8日三重県警察本部訓令第2号
	平成24年3月16日三重県警察本部訓令第2号	平成28年8月9日三重県警察本部訓令第12号
	平成31年3月15日三重県警察本部訓令第6号	令和3年8月27日三重県警察本部訓令第17号

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

### 高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察の組織に関する規則（昭和41年三重県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第23条の規定により交通部に置く高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(高速隊の所在地及び活動区域等)

第2条 高速隊の所在地及び活動区域は別表第1のとおりとする。

2 高速隊は、前項の活動区域において、規則第28条に掲げる事務を行う。

(勤務計画)

第3条 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、高速隊の効果的な運営を図るため、毎月の勤務計画（様式第1）を策定し、本部長に報告しなければならない。

(勤務制)

第4条 高速隊の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 隊長及び副隊長 通常勤務
- (2) 小隊長（統括小隊長を除く。）以下の隊員 原則として3交替制勤務
- (3) 前二項に掲げる者以外の職員 一部毎日勤務

(勤務時間の割り振り等)

第5条 前条の勤務制に基づく勤務時間の割り振り及び休憩時間は、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号）第19条の規定によるほか、3交替制勤務に従事する隊員の勤務時間の割り振りは、別表第2のとおりとする。

(教養訓練)

第6条 隊長は、隊員に対し職務執行上必要な教養訓練を行わなければならない。

2 隊長は、新たに隊員となつた者に対しては、期間を定めて、交通指導取締り、交通事故事件捜査、車両の運転等、隊員として必要な教養訓練を行わなければならない。

(連絡協調)

第7条 隊長は、高速自動車国道及び指定自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通警察活動の適正を期するため、関係する中部管区警察局の高速道路管理官及び隣接県警察の高速道路交通警察隊長並びに交通部の関係所属長及び関係警察署長並びに関係道路管理者と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(事件及び事故の引継ぎ)

第8条 隊長は、高速道路等において取扱つた事件及び事故（交通法令違反事件及び交通事故事件を除く。）のうち、引き続き警察上の措置を要するものは、その発生又は検挙の場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

(身柄の留置)

第9条 隊長は、交通法令違反事件又は交通事故事件の被疑者を逮捕し、身柄を留置する必要があるときは、隊本部の所在地を管轄する警察署に委託留置するものとする。

(活動状況の記録等)

第10条 高速隊に、高速隊日誌（様式第2）及び勤務配置簿（様式第3）を備え付け、毎日の活動状況を記録するものとする。

(実施細目の制定)

第11条 この訓令の実施について必要な事項は、隊長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月16日三重県警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和50年10月22日から施行する。

附 則（昭和51年9月22日三重県警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（平成7年10月31日三重県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成20年2月8日三重県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成20年2月13日から施行する。

附 則（平成24年3月16日三重県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成28年8月9日三重県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年8月11日から施行する。

附 則（平成31年3月15日三重県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成31年3月17日から施行する。

附 則（令和3年8月27日三重県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和3年8月29日から施行する。

別表第1

## 高速隊の所在地及び活動区域

区分	所在地	活動区域
隊本部	津市久居明神町 2673番地	
第一小隊 (桑名分駐隊)	桑名市大字蓮花寺 608番地の2	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線のうち亀山ジャンクションから愛知県と三重県の県境までの間
第二小隊 (菰野分駐隊)	三重郡菰野町大字 潤田1715番地1	1 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の三重県内全線 2 指定自動車専用道路一般国道475号のうち大安インターチェンジから新四日市ジャンクションまでの間
第三小隊 (亀山分駐隊)	亀山市太岡寺町 611番地	1 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線のうち亀山ジャンクションから83.380キロポストまでの区間 2 高速自動車国道近畿自動車道伊勢線のうち83.609キロポストから芸濃インターチェンジまでの間 3 指定自動車専用道路一般国道25号のうち亀山インターチェンジから関ジャンクションまでの間
第四小隊 (勢和多気分駐隊)	多気郡多気町丹生 4424番地3	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線のうち芸濃インターチェンジから終点までの間
第五小隊 (紀勢分駐隊)	度会郡大紀町崎 1125番地1	1 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線の全線 2 指定自動車専用道路一般国道42号の全線
第六小隊 (上野分駐隊)	伊賀市守田町185 番地の2	指定自動車専用道路一般国道25号のうち関ジャンクションから奈良県と三重県の県境までの間

別表第 2

3 交替制勤務に従事する隊員の勤務時間の割り振り

区分 勤務形態	勤務時間の開始	勤務時間の終了	勤 務 時 間	休 憩 時 間
日 勤	午前 8 時30分	午後 5 時15分	7 時間45分	1 時間
当 番	午前 9 時	翌日午前 9 時	15時間30分	8 時間30分



(表)

様式第2

## 高速隊日誌

隊長	副隊長	中隊長・補佐	係長	主任							
					年	月	日	曜日	天候	午前	午後
行 事											
指 示 等											
勤 務 状 況	隊 別	当直責任者			勤 務 員 (人)		備 考				
					昼	夜					
	隊 本 部										
	第 一 小 隊										
	第 二 小 隊										
	第 三 小 隊										
	第 四 小 隊										
	第 五 小 隊										
第 六 小 隊											
休 暇 等	区 分	種 別	階 級	氏 名		種 別	階 級	氏 名			
	休 暇										
	入 校										
事 故 発 生 状 況 等											
区 分		人身事故	物損事故	死者	重傷	軽傷	立入	故障	落下物	逆走	
東名阪自動車道											
伊勢自動車道											
湾岸自動車道											
紀勢自動車道											
新名神高速道路											
名 阪 国 道											
東海環状自動車道											
熊野尾鷲道路											
計											
宿 日 直 勤 務 時 間 中 の 処 理 事 項											
処理区分		取 扱 小 隊			処理区分		取 扱 小 隊				
通 行 止 め					保 護						
緊 急 配 備					遺 失 ・ 拾 得						
火 災 ・ 災 害					そ の 他 ( )						









